



国海安第67号  
平成26年6月2日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
加藤 光一



船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正について（通知）

下記告示の一部改正が平成26年6月5日に公布される予定ですので、ご了知頂きますようお願い致します。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

- ・船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）



## 船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正について

### 1. 改正の経緯

海難事故の防止、海上の人命の安全確保等を目的として、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）」が国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定されており、我が国もこれら条約の内容を船舶消防設備規則等に取り入れて安全規制を実施している。

今般、IMOにおいて、SOLAS条約附属書改正案が採択され、これら附属書は平成26年7月1日に発効予定であり、我が国においても改正内容を担保するため、船舶の消防設備の基準を定める告示において所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### ●消防設備の設置要件の改正

消防員装具の呼吸具に関し、訓練で使用したシリンダーを再充填する装置又は交換用の予備のシリンダーの備え置きを要求（告示第三十二条第七号）。

なお、予備シリンダーと再充填装置の備え付けに関する適用関係の書きぶりを整理（告示第三十二条第四～六号）。

（改正予定法令等：船舶の消防設備の基準を定める告示）

### 3. 今後の予定

公 布 : 平成26年6月初旬  
施 行 : 平成26年7月1日